

第24回秋田市情報公開・個人情報保護審査会会議録

1 日 時 令和4年8月1日（月）午後6時30分～午後8時20分

2 会 場 会議兼応接室

3 出席者

（審査会）	柴 田 一 宏	会長
	上 田 晴 彦	委員
	竹 田 勝 美	〃
	手 賀 務	〃
	中 澤 俊 輔	〃
	橋 田 直 久	〃

（事務局）	本 田 徹	文書法制課長
	佐々木 由 佳	〃 副参事
	小 玉 重 光	〃 主席主査
	佐 京 円 子	〃 主席主査

4 議事

- (1) 会議録署名委員の指名
- (2) 秋田市個人情報保護法施行条例等の制定について

5 その他

事務局 (佐々木)	ただいまから「第24回秋田市情報公開・個人情報保護審査会」を開催する。
事務局 (本田)	職員を紹介する。 (職員の紹介)
事務局 (佐々木)	始めに定足数の確認をする。Web会議での参加委員が2名おり、出席には、会長の承認が必要である。
柴田会長	了承する。
事務局 (佐々木)	それでは、委員6名が全員出席しており、秋田市情報公開・個人情報保護審査会規則第3条第2項に基づき、審査会が成立していることを報告する。以後の進行は、柴田会長にお願いする。
柴田会長	それでは次第に従って進める。次第の2の「会議録署名委員の指名」であるが、名簿順で今回は竹田委員とする。
柴田会長	次第の3の議事に入る。始めに本日の会議の進め方について、事務局より説明を求める。
事務局 (佐々木)	<p>本日は、市長からの審議依頼に基づき、「秋田市個人情報保護法施行条例の制定等」についてご審議いただく。</p> <p>始めに、資料1と2で個人情報保護法施行条例を制定する経緯と審査会から意見を頂きたい点を整理したのち、具体的な審議へと入る。具体的には、資料3と4により法施行条例案について考え方を説明したのち、質疑、検討事項の確認という形で進める。資料も多いことから、本日は個人情報保護法施行条例の検討が中心になる。</p>
柴田会長	それでは、「秋田市個人情報保護法施行条例の制定等について」の説明を事務局からお願いする。
事務局 (小玉)	<p>それでは、資料1および資料2について説明をする。</p> <p>資料1の1、制定の経緯であるが、公的分野の個人情報保護において、今までは個々の法律や条例が適用されていたが、昨年5月の法改正により、今後は民間分野と共通の「個人情報保護法」が適用されることになる。この背景は、従来の日本の個人情報保護制度は、法の基本理念は共通していたものの、その取扱いは、民間を対象とした個人情報保護法のほか、公的分野のうち国の機関を対象とする行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法、自治体がそれぞれ制定した「個人情報保護条例」など、法律と2000個近い条例によって構成</p>

されていた。それぞれの法律や条例では個人情報の定義や運用など違いがあり、その違いは災害時の情報提供で広域連携や利活用を阻む要因ともなっているほか、匿名情報を加工して生成されるビッグデータ利用や、I o T政策へ大きな影響を与えるとする指摘もあった。

そのため、社会全体のデジタル化に対応した個人情報の保護とデータ活用の強化を図るため、個人情報に関して統一が必要ではないかという観点から、公的分野と民間分野が共通の「個人情報保護法」に一元化された。一元化により、個人情報の定義の統一がなされている。

ここで重要な点として、参考資料1の比較検討表の2ページ目2条1項を参照していただきたいが、保護法では元々「生存する個人に関する情報」であり、現在の秋田市個人情報保護条例では、死者、亡くなった人を含むが、今後定義には含むことができない。ただし、死者に関する情報が同時に遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、当該生存する個人の情報として法の保護の対象となる。詳しくは資料4の説明で再度触れる。

また、定義の統一に伴い他の情報との照合において「容易に」という文言が公的分野にも盛り込まれている。国から示されている「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」では、「他の情報と容易に照合でき」とは、行政機関等において通常の事務や業務における一般的な方法で、他の情報と容易に照合することができる状態をいい、例えば、他の行政機関等や事業者への照会を要する場合等であって照合が困難な状態は、一般に、容易に照合することができない状態であると考えられる、とされている。

また、(4)の民間分野に導入された規律のうち、公的分野にも適用が望ましい規定として、63条の不適正利用の禁止、73条の仮名加工情報、72条の個人関連情報、68条の漏えい等の報告等、の追加が行われている。保護法への既存の法律や条例からの移行は、「国機関、独立行政法人等」が第1段階、「地方公共団体、地方独立行政法人」が第2段階で行われており、第1段階として、今年4月には、国機関、独立行政法人等が「個人情報保護法」の適用に移行し、これまで定められていた義務等に関しては、保護法5章に規定されている。

また、(2)にあるように、学術研究や医療を行う独立行政法人等は、原則として法4章の個人情報取扱事業者等の義務等の規定が適用されている。その結果、現状では、資料2体系イメージの左側の状態となっている。公的分野を比較すると、この4月から、国は既に保護法の適用を受けているが、地方公共団体、地方独立行政法人はまだ条例の適用を受けている。

また、移行の第2段階として、本市のような地方公共団体、地方独立行政法人も、令和5年4月1日から保護法が適用され、公的分野全てで法の適用を受けることとなる。また、(6)にあるように、国の個人情報保護委員会が公的分野についても包括的な監督権限を有する。

以上のことにより、地方公共団体も法の適用を直接受けることか

ら、令和5年4月からの保護法の施行に必要な事項、および必要最低限の保護措置は、新たに条例を制定して定めることになり、これに伴い、現行の秋田市条例の廃止、関連規程の整備も行う必要がある。

「2 秋田市情報公開・個人情報保護審査会への意見依頼」のとおり、これらの改正は個人情報保護制度の運営に関する重要事項であるため、審査会条例第2条第2項に基づき、市長から審査会へ審議を依頼し、意見を求めるものになる。ただし、条例制定にあたっては、個人情報保護委員会からガイドラインで考え方を示されており、それにそった検討をしていくこととなる。個人情報保護委員会の考え方としては、資料1のとおりである。3の意見を求める内容としては、(1)、(2)、(5)が条例案など規程について、(3)、(4)については実際の運用上の取扱いになる。今回の審査会では、(3)までを行う。

4の条例制定等のスケジュールは、メールも活用しながら本日含めて2回審査会を開催し、9月上旬までに法施行条例について審査会としての考え方をまとめていただき、その後、市民へのパブリックコメントを経て、10月中旬までに審査会からの正式な意見をいただくことを予定している。その後12月議会に議案を提出し、公布を予定し、来年4月1日からの施行に向けて進めていく。また、(8)にあるように、国の個人情報保護委員会への届出が必要であり、ここには明記はないが、事前にチェックを受けるようにと言われている。説明は、以上である。

柴田会長 事務局の説明について、質問はないか。

橋田委員 法適用になることで地方公共団体も個人情報保護委員会の監督を受けることとなるが、条例の位置づけが分かりづらい。新しくできる条例は、法の規程を守るための条例とのことであるが、これまでも法律に準拠した条例に基づいて市民の個人情報を守ってきた。それを廃止して新しい条例を作る必要性は何か。通常、法を施行するためには、国で定める政令やガイドラインがあれば足りるのではないか。

事務局 (佐々木) 法により委任されている部分を条例で定めていくこととなる。資料4のところで詳しく説明することとなるが、一つ例を挙げると手数料については、法89条2項で条例で定めるところによりとあるため、そうした委任されているものを規定する条例となる。

橋田委員 資料4にある項目が法により定めなければならない事項ということか。法の委任がある部分以外は全て法の適用を受ける、個人情報保護委員会の監督を受けるという理解でよいか。

事務局 (佐々木) そうである。

柴田会長

次に、秋田市個人情報保護法施行条例（案）について、事務局から説明を求める。

事務局
（佐々木）

資料3については概要を説明する。これまでの秋田市個人情報保護条例は、大きく分けて3つのことが規定されていた。1つめが「個人情報の取扱い」、2つめが「市の機関が個人情報を取扱う際に事前に届け出る個人情報取扱事務通知」、3つめが「開示請求、訂正請求、利用停止請求」。このうち、「個人情報の取扱い」と「開示請求、訂正請求、利用停止請求」については、保護法の規定が直接適用となるため、法施行条例には盛り込まれていない。条例と保護法の適用関係をイメージするため、個人情報の取扱いについては、参考資料の2を、開示請求等については、参考資料の4 開示請求に係る主な規定の比較をご覧頂きたい。この後の各条文や基準の説明の際に改めて説明する。「個人情報取扱事務通知」については、法施行条例で定めることにより制度を継続することが可能となるため、資料4でこの後ご説明する。

附則関係だが、施行期日は、令和5年4月1日となる。法施行条例が制定されることに伴い、これまでの条例（旧条例）は廃止となる。附則3項以降が経過措置で、旧条例で規定されている個人情報を他人に知らせたり不当な目的に利用してはならないという職員等の義務や施行日前に請求された開示などの取扱いについては従前の例によること、旧条例に基づき保有していた保有個人情報に係る罰則の経過措置を規定している。内容としては、保護法の改正附則と同様の内容になる。また、法施行条例と一緒に公布することとなる、法施行細則は、資料5のとおり。こちらは主に使用する書類の名称と写しの作成に要する費用の額について定めている。書類の様式については、国から示されている標準例をもとに別に市長決裁で定める予定であり、費用については、資料4においてこの後説明する。説明は以上である。

事務局
（佐京）

続いて、資料4と資料6について、説明する。資料4では「条例に規定する項目（1～6ページ）と条例に規定しない項目について（7ページ）」に記載しており、資料6は、条例に規定しない内容であるが、法改正に伴い変更が生じた部分について記載している。3つの区分に分けて説明し、各区分ごとに質疑応答としたい。

はじめに資料4の1～6ページまでの条例に規定する項目について説明する。今回検討していただく項目No.1からNo.10まで、項目ごとに左から法施行条例（案）、現行条例、法施行条例案の制定に関する考え方等を記載している。法施行条例（案）は、国の個人情報保護委員会から示された規定例を基に必要な事項を定めている。

No.1の条例制定の趣旨であるが、法施行条例（案）第1条は、法改正の趣旨や目的に照らし、条例で定めることが許容される事項のう

ち、必要な事項を条例で定めることを規定したもの。許容される事項としては、1、法律上必要な事項、2、法律上許容されている事項、3、単なる内部手続きに関する規律にすぎない事項などとなっております、そのうち必要な事項を条例で定めるとしたものです。

No.2の定義の統一化についてであるが、法施行条例（案）第2条は、用語の定義は、法および政令に基づくことについて規定したものである。個人情報の定義については、現行条例との相違点として1点目に、死者に関する情報は個人情報に含まれないものであり、条例で個人情報に含めることも許容されないということである。国では、死者に関する情報が、同時に遺族等の生存する個人を識別することができる場合に限り、当該生存する個人を本人とする個人情報に該当するとガイドライン等で示している。秋田市の現行条例では、第11条第3項で、死者を本人とする保有個人情報の開示請求ができる該当事項について、規定しております。死者に関する情報開示の請求ができる事項として、当該死者からの相続を原因として取得した権利義務に関する情報の相続人からの開示請求や、死者の配偶者や子、血族である父母等からの死者の診療録の情報開示など、現行条例で可能となっていた開示請求は、法の適用により請求者本人の情報と捉えられない場合が考えられるため、今後、死者の情報が同時に遺族等の生存する個人の情報であることを判断して基準を作成するなどの対応をしていく。

次に、2点目は、他の情報との照合の容易性が要件となっていることだが、容易性が加わったことにより、個人情報の範囲が狭まるものの該当しなくなった部分については、法の規定により取扱いが定められ、これまで同様の保護が図られることになる。

No.3の個人情報取扱事務通知の継続については、保護法第75条第1項において、行政機関の長等は、保有している個人情報ファイルについて、必要事項を記載した帳簿として個人情報ファイル簿を作成し、公表することが義務づけられている。ここでいう個人情報ファイルとは、保護法第60条第2項に規定している、保有個人情報を含む情報の集合体であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの又は、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものをいう。例えば、データベース化した電子ファイルや目次などが付けられた紙ファイルを綴った簿冊類などが対象となります。こういった個人情報ファイルの概要を記載した個人情報ファイル簿を作成し、公表することが法により義務づけられている。現在、秋田市では、現行条例第4条において、実施機関は、個人情報を取り扱う事務を開始しようとするときは、あらかじめ、市長に対し、事務の目的等一定の事項を通知し、一般の閲覧に供しなければならないと定めており、個人情報を取り扱う事務の目的ごとに通知書を作成し、公表している。参考資料3で現行実施している「個人

情報取扱事務通知書」と新たに作成が義務づけられる「個人情報ファイル簿」の様式を記載しているため、ご覧頂きたい。1 ページ目が現行条例で実施している個人情報取扱事務開始通知書の例。事務の名称、目的、記録項目、主な公文書の名称などを記載したもので、各課で取り扱っている個人情報に係る事務全てが作成対象となっている。

一方、個人情報ファイル簿は、2 ページと3 ページ目に例を記載しているが、ファイルの名称、利用目的、記録項目、ファイルの種別などが公表内容となっており、個人情報1,000件以上含まれるファイルが作成対象となっている。どちらも、どのような個人情報を取扱い、管理しているかを公表しているものであるが、義務化された個人情報ファイル簿のみの作成とした場合、ファイルごとに個人情報1,000件未満を対象外としているため、1,000件未満の個人情報ファイルの把握ができないこととなる。個人情報が1,000件未満の個人情報ファイル簿も作成することは可能であるが、各課の個人情報ファイル簿の件数が大量になり、市民にとっては検索が容易にできないことが考えられる。

そこで、秋田市では個人情報ファイル簿のほかに、これまで同様の範囲で市民が自己情報へ関与でき、適正な管理を継続していくために、法施行条例（案）第3条に個人情報取扱事務通知の登録簿の作成、公表について規定するもの。保護法第75条第5項の規定により、地方公共団体の機関は、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することについて、条例に定めることができることとされているものである。

次に、No.4の開示請求に係る手数料である。保護法第89条第2項において、地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならないとされている。法律上、条例での定めが必要であるため、法施行条例（案）第4条で、手数料は無料とし、写しの作成および送付に要する費用を負担しなければならないことを規定するもの。現行条例でも、手数料はなく、写しの交付に要する費用を開示請求者が負担しなければならないとしており、秋田市情報公開条例においても同様の規定となっているため、整合性を図り、手数料は無料とし、従来規則に定める実費相当額、例えばA3サイズまでの白黒コピーは1枚10円、カラーは1枚50円といった金額を負担していただくことになる。この従来規則で定める実費相当額の規定は、改めて資料5の秋田市個人情報保護法施行細則として定めることとしている。

No.5の開示請求の手続についてであるが、法施行条例（案）第5条では、開示請求書の記載事項について、法第77条第1項で掲げる事項である、請求者の氏名および住所、開示請求に係る行政文書の名称等のほか、市長が定める事項を記載することを規定するもの。様式は、別で定めることとしている。参考資料4の開示請求に係る主な規定の比較について、少し説明する。この表は、左側が改正個人情報保護法

の適用規定、右側が現行の秋田市個人情報保護条例の適用規定となっており、開示請求に係る手順について比較できる表となっている。大まかな開示請求の流れとしては、国も秋田市も、開示請求書の提出があった場合、請求内容や本人確認をし、開示・不開示・部分開示等の開示決定をし、開示決定通知書を請求者へ送付する。その後、開示の実施になるが、国は、表の左下にある開示の実施欄の87条3項、4項で開示の実施方法等申出書の確認をすることとなっており、これは、開示決定通知書送付後に、請求者から開示の実施日等の申出書を受けるものである。一方秋田市では、表の右中ほどの開示請求の流れ（受付～決定）欄の開示の実施日（予定）の日程調整という部分にあり、開示決定通知前に請求者と開示実施日の調整を行い、開示決定通知書により事前に開示実施日を通知している。ここが国と秋田市での手順に相違がある部分となる。今後は保護法の規定が適用となるため、国と同様の対応となるが、運用の検討も必要と考えている。

次に、No.6の開示決定等の期限についてである。保護法第83条において、国は開示決定期限を開示請求があった日、民法第140条の規定に基づき、開示請求があった日の翌日から起算し、30日以内、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、期間を30日以内に限り延長することができるとし、請求日の翌日を起点にトータル60日の延長期間としている。秋田市の現行条例では、開示決定期限を開示請求があった日から起算して15日以内、延長期間を30日以内とし、請求日を起点にトータル45日の延長期間としている。国の個人情報保護委員会は、法第108条を根拠に条例に規定することにより開示決定等を行う期間を30日より短い日数とすることは可能であるが、延長期間は30日を超えることはできないとしている。秋田市のこれまでの延長実績は、令和3年度に1件、平成29年度に2件あり、いずれも30日以内に開示決定しており、それ以外は15日以内に開示決定されていることから、現行の日数で事務処理も可能であり、市民サービスを維持するためにも日数の変更はしないこととするもの。このことから法施行条例（案）第6条で、開示決定等は、民法の原則による初日不算入の考えから、開示請求があった日から14日以内、延長期間は30日以内とする旨を規定するものである。

No.7の開示決定等の期限の特例については、法施行条例（案）第7条では、開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示決定期限の最大44日以内に開示決定することにより、事務の遂行に支障が生じるおそれがある場合に、開示までの相当の期間を設けることを請求者へ通知することを定めるもの。現行条例と同様の規定となっている。

No.8の審査会への諮問についてである。保護法第129条において、地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問する

ことができるとしている。しかし、個人情報保護委員会の見解では、現行条例で定める個別の事案について審議会等の意見を聴いた上で認めるとしていたことは、許容されず、定型的な事例についての事前の運用ルールや、制度のあり方等に関する調査審議を行うことが主な役割となる。このようなことから、法施行条例（案）第8条では、条例の規定の改廃および法第三章第三節の施策を講ずる場合等、個人情報の適正な取扱いを確保するための専門的な知見に基づく意見を聴くことが、特に必要であるときは、引き続き、既存の秋田市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができることを定めるもの。

No.9の運用状況の公表についてである。保護法第165条において、個人情報保護委員会は、行政機関の長等に対し、保護法の施行の状況について報告を求めることができるとし、また毎年度、その報告を取りまとめ、概要を公表することとされている。各地方公共団体の機関等における運用状況の公表については、特段の規定はないため、法施行条例（案）第9条で、法とは別に市の個人情報保護制度の運用状況等の報告を毎年度実施することを定めるもの。現行条例と同様の規定となっており、引き続き、市民等への積極的な公表を図るため、本規定を定めるものである。最後に、No.10の委任であるが、法施行条例（案）第10条は、様式の名称等必要な事項は市長が定める旨の委任規定を定めるもの。現行条例と同様の規定となっている。説明は以上である。

柴田会長 ここまでの説明で質問はないか。

橋田委員 No.9について確認したい。個人情報保護法と法施行条例と審査会条例の整合性がはっきりしない。現状と何が変わるのか。

事務局（佐々木） これまで条例に基づいて意見を図ってきたが、今後は法が根拠となるが、法が条例で定めた部分について意見を求めることを認めているため、改めて規定したものである。現状とは変わらない。

橋田委員 そうだとすると審査会条例の改正が必要だと思うがどうか。この部分の審査の際に審査会条例の改正案も必要と考える。

事務局（佐々木） 次回の審査会の際に審査会条例の一部改正についてもご審議頂く予定でいたため、この部分については、次回一緒に審議願いたい。

橋田委員 条例の考え方、資料4のNo.1に戻ると、③からすると内規がなくなって全て条例化されるという理解でよいか。単なる内部手続きに当たる部分を条例化するという記載になっているように読める。個人情報保護法適用外のものを個人情報保護法の傘にすることなのだろうか。

事務局（本 田課長）	そうではない。制度自体は法で決まっているが、法律が許容する部分が資料4の②に当たる部分、それ以外の手続き的なものについては③で定めても良いという法の考え方なので、これまで秋田市の条例で盛り込んでいたもので①②以外のものについて定めることとしたものである。
橋田委員	法律が許容するラインはどこにあるのか。ここはしっかり記載すべきではないか。この書き方だとすると手続き的なものを全て条例化するのではないか。単なるという言葉を使うべきではない。
柴田会長	資料1の個人情報保護委員会の考え方に当たる部分であるかと思われるがこの部分について事務局から説明してもらってはどうか。 具体例が確かに分かりづらい部分ではある。ここでいう内規には今ある要綱等をさしているわけではないのでは。
橋田委員	この記載の仕方だと条例の考え方としては不十分である。単なるという言葉は個人情報保護委員会の考え方であってそれを条例化する考え方としては問題であると考え。この部分を見直して欲しい。
事務局（佐 々木）	考え方③について事務局として再度検討する。
上田委員	No.2定義の統一化ということであるが、死者には個人情報の概念はないが、そのことによって生きている者に不利益がある場合には保護されるという理解でいいか。
事務局（佐 京）	そうである。
橋田委員	その文章だけだとそのことが担保されないのではないか。
事務局（佐 々木）	国が示すガイドラインでも死者の情報が同時に生存する個人の情報に当たる場合には開示請求の対象となり得るとしている。現行条例にある規定、財産の相続に係る情報などは死者の情報が同様に生存する個人に関する情報に該当する判断基準として定める予定である。
橋田委員	例えば死亡診断書はどうなるのか。死亡届と一緒にいるので死者の情報が届出人の情報にもなり得る場合がある。そうだとすれば、死者の情報を同様に保護する規定を定めることが、条例の解釈で言う法の許容する範囲に該当するのではないか。一緒に保護するほうがいいと思われる。

事務局（佐々木）	条例に盛り込むことはガイドラインにおいて認められていない。
柴田会長	開示請求の対象にならないという意味ではないのか。
事務局（佐々木）	法改正の大前提が、民間と行政との定義を統一することにあるため、定義の部分を条例で規定することはガイドラインでも認められていない。
橋田委員	オーバーカバーは許されないという意味か。保護してはいけないという意味か。資料を確認したい。法の趣旨からいくとこれ以上守ってはいけないというのではないのではないか。死者の情報を秋田市が独自に守ることについて定めることが問題だとすれば示して欲しい。
事務局（佐々木）	該当部分を後日送付する。
中澤委員	個人情報保護法が示す考え方、ガイドラインについては国民に公表されているものであるのか
事務局（佐々木）	個人情報保護委員会のHPに全て掲載されている。
柴田会長	3つめの「条例に規定しない内容であるが、法改正に伴い変更が生じた部分」について、事務局の説明を求める。
事務局（佐々木）	資料4の7ページ。条例で定めることが法律上許容されている事項のうち、秋田市では定めないこととした内容である。 1つめが 条例要配慮個人情報の規定。まず前提として「要配慮個人情報」であるが、この定義については、資料4の7ページの表の下※1にある。不当な差別や偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして人種、信条など11の記述が含まれる個人情報で、政令で定められるもの。要配慮個人情報が法で定める共通ルールとすると、例外的に地域の特性、事情に応じてその取扱いに配慮を有する記述として、条例要配慮個人情報を条例で定めることができる。条例で定めることによる効果としては、個人情報ファイル簿の中で含まれている旨を記載すること、それを含む情報が漏えいした場合には、その件数にかかわらず個人情報保護委員会への報告対象となることがあげられる。しかしながら、そもそも要配慮個人情報自体の保護の取扱いが個人情報と同一であり、独自の保護ルールを付加することが認められないため、あえて条例で要配慮個人情報と分けて定める意義が薄い。また規定する際には事前に個人情報保護委員

会への相談が必要となる。本市特有の差別や偏見が生じている事実等を考慮して判断する必要があるが、このタイミングで定めるべきものはないと考えている。今後の状況に応じて生じた場合には、審査会に意見を頂いて条例改正ということになる。

2つめ 行政機関匿名加工情報に係る規定。匿名加工情報については、※2として記載している。特定の個人を識別することができないように加工された個人情報でそれを復元することができないようにしたもの。その行政版が行政機関匿名加工情報となる。これについては、都道府県と政令指定都市では、法で毎年度1回以上その情報を活用する民間事業者を募集することを求められているが、それ以外の地方公共団体と地方独立行政法人は、改正法附則7条において経過措置として、できる規定にとどまっている。実施する場合には条例で必要な規定を置くこととなる。民間分野では、「匿名加工情報」は活用されているようだが、公的分野では個人情報保護委員会によると、国での実績では平成30年度に1件となっている。他都市の状況やニーズを見ながら、こちらにも必要に応じて条例化が必要なタイミングで規定したいと思っておりますが、現段階では規定しないこととしている。

3つめ 訂正決定、利用停止決定等の期限。行政機関の長等は、訂正請求や利用停止請求を受けてから30日以内に訂正や利用停止をするかどうかを決定しなければならないこととなっている。また、その決定が事務処理上困難等の正当な理由がある場合は60日まで延長が可能となっている。条例上も規定では同じ日数だが、起算日が法律と条例では違うため、1日法律の方が長くなっている。そのため、市民にとっては決定期限が1日遅くなり、不利益とはなりますが、重大とまでは言えないため、法に従うこととし、条例で特例を定めることはしないこととする。以上が、条例では規定しない項目となる。

柴田会長

これについて何か質問はないか。

橋田委員

匿名加工情報についてであるが、これを規定しない理由は何か。事例が少ないということは具体例を挙げて頂いてこういう理由で必要ないということを説明していただきたい。

事務局（佐々木）

規定すると市でも実施することになってしまう。都道府県と政令指定都市は定めることとなっているが市は任意となっている。事例としては国で平成30年度で1件で、内容は把握できていない。

橋田委員

市では事例がないということか。そうであればそのように記載してもらえれば規定しない理由がわかる。

事務局（佐々木）

そのように訂正する。

柴田会長	今日出された疑問点や問題点については、事務局で再度検討することとしたので、これらについては継続審議とする。次回日程調整してもらい開催したい。その他事務局からないか。
事務局（佐々木）	次第5のその他で報告予定であった、尼崎市のUSB紛失事故を受けての秋田市の状況について橋田委員から問合せがあった件について資料をお送りしている。その件でご質問があれば事務局にお知らせいただき、結果をまとめて次回報告したい。
柴田会長	そのようにする。これで第24回秋田市情報公開・個人情報保護審査会を終了する。